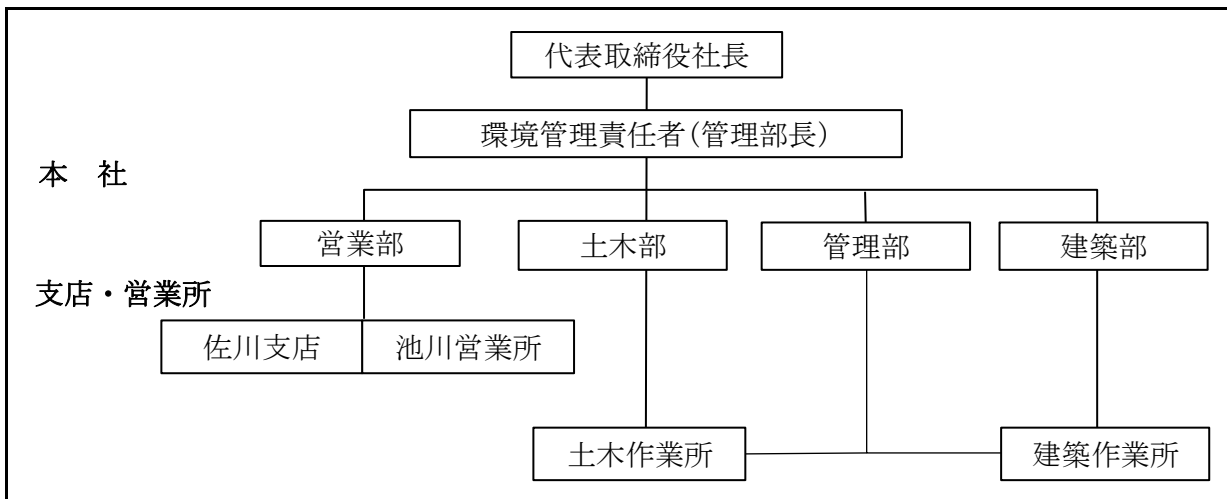


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p>	
<p>令和5年6月1日</p>	
<p>高知市長 岡崎誠也 殿</p>	
<p>提出者 住 所 高知市桜馬場8番20号 氏 名 株式会社晃立 代表取締役 嶋崎勝昭 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 088-824-1121</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	宮地産婦人科解体工事 他 2件
事業場の所在地	高知市城見町1-3 他
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
<p>当該事業場において現に行っている事業に関する事項</p>	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	完成工事高22億700万円（前年度実績）
③従業員数	78人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事で発生したがれき類は、収集運搬業者及び再生処理業者（破砕）に委託し、再生砕石として再資源化されます。 ○ 建設工事で発生した木くずは、収集運搬業者及び再生処理業者（破砕）に委託し、燃料用チップとして再資源化されます。 ○ 建設工事で発生した金属くずは、収集運搬業者及び再生処理業者（圧縮）に委託し、製鉄原料として再資源化されます。 ○ 建設工事で発生した紙くず・繊維くずは、収集運搬業者及び処分業者（焼却、埋立）に委託し、最終処分されます。 ○ 建設工事で発生した汚泥は、収集運搬業者及び処分業者（埋立）に委託し、最終処分されます。 ○ 建設工事で発生した廃プラスチック類は、収集運搬業者及び処分業者（焼却、埋立）に委託し、最終処分されます。 ○ 建設工事で発生したガラスくず等は、収集運搬業者及び処分業者（破砕、埋立）に委託し、最終処分されます。 ○ 建設工事で発生した建設混合廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くずの混合物）は、収集運搬業者及び処分業者に委託します。金属くずは再生処理業者（圧縮）で再資源化。その他の産業廃棄物は処分業者（焼却、埋立）で最終処分されます。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	2,467 t	73 t	0.4 t	4 t	6 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
	排出量	0 t	6 t	3 t	1 t	0.01
	(これまでに実施した取組) ○ 従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。 ○ 建設資材の長期使用、修理等を行い、廃棄物の排出を抑制しています。 ○ 現場における作業員・下請業者への周知徹底を行っています。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	排出量	2,400 t	70 t	0 t	1 t	1 t
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
	排出量	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 従業員が排出する生活系ごみ(弁当、ペットボトル等)は、一般廃棄物として持ち帰るよう、分別に係る教育を行っています。 ○ 木くずは、再生利用業者(破砕)で再資源化するため優先的に分別しています。 ○ がれき類、金属くず、紙くず、木くず及び廃プラスチック類は保管容器で種類ごとに分別し、分別できないものは混合廃棄物として処理しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	2,467 t	73 t	0.4 t	4 t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	2,467 t	73 t	0.4 t	3.8 t	6 t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード	岩綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
	全処理委託量	0.0 t	6 t	3 t	1 t	0.01 t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量		6 t	3 t	1 t	
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(これまでに実施した取組)					
	○ 委託基準に従い、産業廃棄物処理業者を選定し、契約しています。					
	○ 委託契約書及びマニフェスト（A、B2、C2、D、E）について、適正に記載されていることを確認して5年間保管しています。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	2400t	70t	0t	1t	1t
	優良認定処理業者への処理委託量	400t	30t			
	再生利用業者への処理委託量	2000t	40t	0t	1t	1t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃プラスチック類	廃石膏ボード		水銀使用製品産業廃棄物
	全処理委託量	0t	1t	0t		0t
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量	0t	1t	0t		0t
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(今後実施する予定の取組)					
	<p>○ 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。 委託先については、産業廃棄物の処理状況を定期的に確認、記録し、より適正な処理業者を選定していく予定です。</p>					
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。